

「メコン拡大地域の労働者取引について私たちが知るべき 10 の真実」 <日本語版 要約>

- 1. 男性は漁船で働くために取引され、囚人のように扱われています
- 2. 「合法的」な斡旋業者も人身取引の共犯になることがあります
- 3. 人身取引は隠れた犯罪であり、被害者を見分けることは困難です
- 4. メコン拡大地域において「3D」の仕事が、労働者の取引の需要に拍車をかけています
- 5. 社会的に弱い立場にある家庭内労働者は、個人の家庭で搾取されています
- 6. 労働者の意志に反して無給で強制労働させる工場もあります
- 7. 労働者取引の被害者は海外だけでなく、彼らの生まれ育った土地でも搾取されています
- 8. 斡旋業者が狡猾なため、人身取引は変動が激しい犯罪です
- 9. 取引された男性は援助やケアを受けることが難しいです
- 10. 全ての人が労働者の取引をなくすためにできることがあります!

この冊子では労働搾取のために取引された女性、男性、子どもの体験を取り上げています。この冊子が人 身取引の本質を理解する手助けになることを願っています。人身取引の分野では統計情報が不足していま す。本冊子で紹介している体験談をお読みになれば、人身取引の手段と形態の見識だけでなく、メコン拡大 地域²のホットスポットと見込まれる場所および常に移り変わる犯罪の本質をより深く理解することができるで しょう。

「私が知らないことを教えてください・・」

今日、強制労働が最も一般的な人身取引の形態であるという認識が高まっています。労働搾取を目的とした人身取引(以下、労働者取引)の分類としては、強制労働、奴隷労働、債務奴隷や低賃金での長時間労働が存在します。アジア太平洋地域では、1000人に約3人が人身取引の被害者です。³人身取引の被害者で、搾取的な労働を強いられている人の数は、売春を強制させられている人の数の9倍にのぼると推定されます。

労働者(多くの場合は外国人の非正規労働者)を搾取することをいとわない悪徳な雇用者が存在する限り、 労働者の人身取引は成立します。これら多くの労働者たちは、自国の雇用機会の不足、差別、汚職、暴力、 戦争や政治的衝突などの理由で、社会的に弱い立場におかれています。人身取引の被害者として認定され て適切な支援を受ける代わりに、強制送還、刑務所や入国管理局⁴での拘留、不法滞在や不法就労といっ た法律上の罪に問われてしまいます。

http://works.bepress.com/anne_gallagher/11, accessed 30 September 2010.

¹ Dirty, Dangerous, and Demandingとは、いわゆる日本の 3K 産業「汚い、危険、きつい」のことです。

² メコン拡大地域は、カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、タイとベトナムを含む地域です。

 $^{^{3}\,}$ U.S. Department of State. Trafficking in Persons Report 2010 (Washington D.C.,2010).

 $http://www.state.gov/tip/g/tip/rls/tiprpt/2010/index.htm,\ accessed\ 30\ September\ 2010.$

⁴ Gallaghter A. and Pearson E. "The high cost of freedom: A legal and policy analysis of shelter detention for victims of trafficking", *Human Rights Quarterly*, 32.1:73–114,2010.



メコン拡大地域における人身取引

人の移動がメコン拡大地域を形成し、多くの社会的および経済的利益を移民の送り出し国と受け入れ国に もたらしています。メコン拡大地域では安全かつ合法的な移民手続きが困難なため、非正規移民が増加し、 労働搾取の温床となっています。

人身取引は「完璧なビジネス」と言われています。⁵ 社会的に弱い立場にある人々は今日も存在します。人 身取引の加害者は罰則や逮捕のリスクが低いため、加害者は被害者から長期間にわたり搾取することがで き、継続的に高い利益を得ています。

メコン拡大地域では、人身取引の被害者の多くが強制労働、奴隷労働、債務奴隷、もしくは奴隷のような労 働環境に置かれています。彼らは、工場、農場、建設現場、漁場や個人の自宅などで働いています。被害者 はしばしば身体的または精神的な虐待を受けていますが、治療、医療サービスや社会的なサービスを十分 に受けることができません。彼らは、ふくれあがった「借金」のために労働を強要され、多くの場合職場から 離れることや職場以外の人と連絡を取ることさえも認められていません。特に漁船の場合は、このような状 況が顕著です。

多くの人身取引の被害者は、彼らが助かるための情報やサービスにアクセスすることができません。

労働環境を監視する仕組みは通常機能しておらず、雇い主が正式な契約書類を作成しないまま現地労働 者や外国人労働者を雇い、身分証明書を没収しています。その一方で、「斡旋業者」が子どもの年齢を偽り、 書類を捏造しています。政府や国民は外国人労働者の権利に対する保護を軽視する傾向にあるため、彼ら は弱い立場に陥っています。⁶

人身取引に対する行動の欠如

『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性および児童)の取引を防止し、 抑止及び処罰するための議定書』(以下、人身取引議定書)⁷の採択以降の 10 年間、多くの国や地域の政府、 国際機関や NGO は、人身取引を撲滅するための活動を行ってきました。しかし、人身取引として取り上げら れるのは性的搾取がほとんどです。労働搾取のための人身取引は、一般的には性的搾取のように深刻な 犯罪としては捉えられておらず、犯罪者が免責となることも多々あります。人身取引の被害者は、しばしば被 害者として認識される代わりに拘留され、搾取が行われていた国から国外追放されることすらあります。この

http://www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-e.pdf.

⁵ Molland S. "The perfect Business? Traffickers, victims and anti-traffickers along the Mekong ", PhD thesis, Macquarie University (Sydney, 2008)

http://www.mendeley.com/research/the-perfect-business-traffickers-victims-and-antitraffickers-along-t he-mekong-1, accessed 30 September 2010.

⁶ Council for Security Cooperation in the Asia Pacific (CSCAP). Report on the CSCAP Study Group on Human Trafficking, Discovery Suites (Pasig City, The Philippines, April 2005).,

⁷ United Nations Protocol to Prevent, Suppress, and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime (2000, entered into force 2003),



ため、人身取引の被害者の多くは支援を受けたり、また、起訴することはなく、密売人は野放しで搾取を続けることができるのです。

近年では幸いなことに、人々の目が労働搾取へと向けられつつあります。労働者取引の被害者は認知され、 保護されるようになってきています。最近発表された米国務省「人身取引報告書 2010 年度版」では、労働搾 取目的の人身取引問題の深刻さに焦点をあて、それに対する行動の必要性を強調しています。

国際的な枠組と法律制定

「労働者取引」に共通の定義はありませんが多くの場合、搾取の目的が人の労働に関連性のある人身取引 のことを指します。それは、しばしば搾取が性産業以外で起こるものとして捉えられています。『しかし、その 違いは明確ではありません。例えば、家庭内での強制労働のために取引された労働者が性的に搾取される こともあります。国内法による人身取引の定義はメコン拡大地域の国々で異なっており、労働者の取引につ いての定義は特にありません。多くの国々で刑事裁判の対象となる人身取引の犯罪者は、仲介人、斡旋業 者や運び屋に集中しており、搾取している張本人を対象にしていません。これは、人を搾取することで多くの 利益を得ている人々を、見落としていることになります。人身取引議定書に基づく人身取引に関する法律の 定義は、人を直接的に搾取する行為を撲滅することも含んでいます。

本冊子では、国際連合人身取引議定書の定義に基づき、人身取引を定義しています。議定書の中で明確なのは、全ての人身取引の定義における主要な特色は搾取ということです。

(a)「人身取引」とは、搾取を目的とする脅迫や強制力の行使による人の勧誘、輸送、引渡し、かくまいや譲 受、威圧、誘拐、詐欺、偽言、権力の濫用、弱い立場にいる人の利用、金銭もしくは利益の譲渡や享受を通 じて他人を支配することを指します。搾取には、少なくとも、売春の強要やその他の性的搾取、強制労働や サービス、奴隷的扱いやそれに類似した行為、束縛、もしくは臓器提供が含まれます。

(b)(a)に規定する手段が用いられた場合には、被害者が(a)に規定した内容に同意しているか否かは問いません。

(c)搾取を目的として子どもを採用、運搬、移送、監禁、もしくは収容することは、例えそれが(a)に規定された 内容に当てはまらなくとも「人身取引」とみなします。

(d)「子ども」とは、18歳未満の人のことを意味します。

取引と見なされるためには、この3つの「行動」、「手段」、「目的」という(a)に規定された全ての要素を証明し なくてはなりません。ただ1つの例外として、被害者が子どもであり、前述の行動の1つとその行動の目的が 搾取であれば、取引としてみなされます。定義が「移動」という要素を要求していないことは重要です。1つめ の要素である「行動」、例えば「移送」、「監禁」や「収容」といった行動として認識された要素の1つが存在す れば、取引とみなされます。これは、搾取する目的で個人を所有することやその人から搾取するという意図 がある、ということを定義に含めるということです。

方法論

⁸ Australian Institute of Criminology. Labour trafficking: Key concepts and issues: Transnational Crime Brief No.3 (Canberra: March 2009),

http://www.aic.gov/au/en/publications/current%20series/tcb/1-20/tcb003.aspx



「メコン拡大地域の労働者取引について私たちが知るべき 10 の真実」の内容は、研究論文、調査論文、国 連出典の記事、NGO、国際機関、メディア、そして労働者取引を経験した人からの 30 件を超える体験談など を含む、二次的情報からの分析が基盤となっています。メコン拡大地域諸国の人身取引を撲滅するための プロジェクトに関わるワールド・ビジョンのスタッフは、人身取引の一連の問題についての具体的な特徴を説 明するために、これらの体験談を選びました。

この冊子では、労働者取引の様々な形態に注目していきます。多くの取引された人々が耐えなければなら ない奴隷のような状態について考え、メコン拡大地域の人身取引についての知識を深めるとともに、議論と 討論のきっかけを提供します。

移民と取引には深いつながりがあります。この冊子で紹介している話は様々な問題をつなぎます。多くの取 引の被害者は彼ら自身のためだけでなく、彼ら家族のためにもより良い生活を信じて一歩を踏み出したこと が分かります。人身取引の被害者は、不法な斡旋業者によってだけでなく、知り合いの紹介などを通して雇 われたことを説明しています。